

2023年8月22日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

当社は、当社（以下「GMO-FH」といいます。）の完全子会社である GMO 外貨株式会社（以下「GMO 外貨」といいます。）との間で、2023年8月22日付で吸収分割契約を締結し、GMO 外貨を吸収分割会社、GMO-FHを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、GMO 外貨のシステム開発・運用・保守等事業に関する権利義務（以下「本件承継対象権利義務」といいます。）を GMO-FH に承継させることといたしました。つきましては、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定に従い、下記のとおり、GMO-FH の事前開示事項を備え置きます。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
本件吸収分割に際し、GMO-FH は GMO 外貨に対して、GMO-FH が保有する GMO-FH の普通株式 2,459,983 株を交付いたします。
交付株式数につきましては、GMO-FH が本件吸収分割により承継される資産及び負債を GMO 外貨における本件吸収分割の直前の帳簿価額で引き継ぐことを踏まえ、GMO 外貨の 2023 年 6 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、GMO 外貨及び GMO-FH の間で慎重に協議した結果、本件承継対象権利義務の見込価額（本件吸収分割により承継される資産の見込価額から承継される負債の見込価額を控除したものです。）を 1,734 百万円と算定した上で、かかる見込価額から GMO-FH の普通株式の株価 705 円（2023 年 7 月 22 日から同年 8 月 21 日までの期間における株式会社東京証券取引所が公表した GMO-FH の普通株式の終値の平均値であり、端数は切り捨てております。）で除して得られたものであり、当該対価の定めは相当であると判断しております。
また、本件吸収分割により増加する GMO-FH の資本金、資本準備金の額は、本件吸収分割後の GMO-FH における機動的な資本政策等を考慮し、会社計算規則に従って、以下のとおり決定しており、相当であると判断しております。
 - (1) 資本金：0 円
 - (2) 資本準備金：0 円
 - (3) その他資本剰余金：会社計算規則第 37 条の規定により算出される金額
3. 吸収分割会社についての事項
 - (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。
 - (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担そ

の他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はございません。

4. 吸収分割承継会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 株式交換の実施

GMO-FH は、GMO-FH を株式交換完全親会社、GMO コイン株式会社（住所：東京都渋谷区道玄坂 1-2-3）を株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日：2023年4月13日）を実施いたしました。

② GMO あおぞらネット銀行株式会社の種類株式取得

GMO-FH は、2023年7月18日、GMO あおぞらネット銀行株式会社の種類株式175,302株（A種種類株式174,355株、B種種類株式947株）を取得価額8,047百万円で取得いたしました。当該種類株式取得により取得した種類株式は、GMO インターネットグループ株式会社及び／又はGMO-FHの銀行主要株主認可の取得を条件に普通株式へ転換することができます。種類株式全てを普通株式へ転換した場合、GMO あおぞらネット銀行株式会社に対するGMO-FHの議決権保有割合は25%となり、GMO あおぞらネット銀行株式会社はGMO-FHの持分法適用関連会社となります。

③ 社債の発行

GMO-FH は、2023年4月20日に第1回無担保社債、2023年6月21日に第2回無担保社債を発行いたしました。

イ) 第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

発行総額：2,800百万円

発行価額：各社債の金額100円につき金100円

利率：年1.5%

払込期日：2023年4月20日

償還期限：2026年4月20日

償還方法：満期一括償還

資金使途：借入金の返済資金

ロ) 第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

発行総額：7,000百万円

発行価額：各社債の金額100円につき金100円

利率：年1.52%

払込期日：2023年6月21日

償還期限：2026年6月19日

償還方法：満期一括償還

資金使途：借入金の返済資金

5. 債務の履行の見込みに関する事項

GMO-FH は、本件吸収分割を行うに際し、本件吸収分割の効力発生日以後におけるGMO-FHの債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることのできる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関して、以下のとおり判断いたしました。

GMO-FHの2022年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は85,775百万円、負債の額は71,031百万円、純資産の額は14,744百万円であり、その後、上記4.に掲げ

る事項が生じましたが、いずれの事項が生じた後も GMO-FH の資産の額は負債の額を十分に上回っており、GMO-FH が負担する債務の履行の見込みに重大な影響を与えるものではありません。

本件吸収分割により、GMO-FH が GMO 外貨から承継する資産の額は 1,754 百万円、負債の額は 20 百万円となる見込みです。

また、本件吸収分割の効力発生日まで GMO-FH の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上により、本件吸収分割後における GMO-FH の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに GMO-FH の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、GMO-FH の負担する債務については、本件吸収分割以後も履行の見込みがあると判断しております。

6. 事前開示事項の備置開始日後、効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときの変更後の当該事項
変更がございましたら、直ちに開示いたします。

以上

吸収分割契約書

GMO 外貨株式会社（以下「甲」という。）及び GMO フィナンシャルホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

- 1 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第 5 条において定義する。）をもって、吸収分割の方法により、甲がそのシステム開発・運用・保守等事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第 2 条第 1 項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 2 本件吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。
 - (1) 吸収分割会社
商号：GMO 外貨株式会社
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
 - (2) 吸収分割承継会社
商号：GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

第2条 （承継する権利義務）

- 1 甲は、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務（その詳細は別紙 1 に定める。）（以下「本件承継対象権利義務」という。）を本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条 （分割対価）

1. 乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して、本件承継対象権利義務の対価として乙が保有する自らの普通株式 2,459,983 株を交付する。
2. 前項の普通株式の交付については、以下の振替口座に対する振替手続により行う。
口座名義：GMO 外貨株式会社
口座番号：711948
証券会社名：大和証券株式会社
部支店名：法人営業第一部
部支店コード：006
機構加入者コード：1200060
加入者口座コード：120006000003047400009

第4条 （資本金及び準備金の額に関する事項）

本件吸収分割により増加する資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条の規定に従って、以下のとおりとする。

- (1) 資本金：0 円
- (2) 資本準備金：0 円
- (3) その他資本剰余金：会社計算規則第 37 条の規定により算出される金額

第5条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。但し、本件吸収分割に係る手続の進行その他の事由により必要となる場合は、甲及び乙は協議の上、書面による合意によって本件効力発生日を変更することができる。

第6条（手続）

- 1 本件吸収分割は、甲については会社法第784条第1項に規定する略式分割により、乙については会社法第796条第2項に規定する簡易分割により、甲及び乙において本契約に係る株主総会の承認を得ることなく行うものとする。
- 2 甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、各々、債権者異議手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

- 1 本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は、善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするとき、又は、本件対象事業につき通常の業務の範囲外の行為をするときは、あらかじめ乙と協議の上、その承諾を得るものとする。
- 2 本契約締結後、本件効力発生日までに、本件対象事業又は本件承継対象権利義務に重大な変動が生じたとき、又は本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、甲は速やかにその旨を乙に通知するものとする。

第9条（本契約の変更等）

- 1 本契約締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件承継対象権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 本契約は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第10条（本契約の効力）

2023年9月30日までに、関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲又は乙は相手方に通知して本契約を解除できる。

第11条（譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約の相手方が事前に書面により承諾した場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づき発生する権利若しくは本契約に基づき負担する義務を第三者に対して譲渡その他一切の処分をしてはならない。

第12条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第13条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえ、解決するものとする。

[以下余白]

本契約成立の証として、甲及び乙は、以下の各号に定める事項のいずれかを行う。

- (1) 本契約の原本となる電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名/電子サインを施し、各自その電磁的記録を保管すること
- (2) 本契約の原本を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有すること

2023年8月22日

甲 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMO外貨株式会社
代表取締役社長 松本 好史

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

別紙1「本件承継対象権利義務明細表」

1. 資産
 - (1) 流動資産
本件対象事業に属する前払費用その他の流動資産
 - (2) 固定資産
 - 1 有形固定資産
本件対象事業に属する器具備品その他の有形固定資産
 - 2 無形固定資産
本件対象事業に属するソフトウェア及びソフトウェア仮勘定その他の無形固定資産
 - 3 投資その他の資産
本件対象事業に属する長期前払費用その他の資産
2. 債務
本件対象事業に属する未払金その他の負債
3. 承継するその他の権利義務
本件対象事業に関する秘密保持契約、システム及びソフトウェアの開発契約、ハードウェア及びソフトウェアの保守契約、ソフトウェア・ライセンス契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

第 21 期 計算書類

(2022年1月1日 から 2022年12月31日 まで)

外貨 ex byGMO 株式会社

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	125,390	流 動 負 債	112,828
現金及び預金	11,487	トレーディング商品	3,852
預 託 金	88,198	約 定 見 返 勘 定	10
トレーディング商品	22,238	預 り 金	110
約 定 見 返 勘 定	126	受 入 保 証 金	105,103
短期差入保証金	2,442	短 期 借 入 金	2,500
支 払 差 金 勘 定	40	前 受 収 益	30
前 払 費 用	216	未 払 金	1,029
未 収 入 金	693	未 払 費 用	63
そ の 他	10	未 払 法 人 税 等	83
貸 倒 引 当 金	△ 64	賞 与 引 当 金	44
固 定 資 産	2,286		
有 形 固 定 資 産	816		
器 具 ・ 備 品	816	負 債 合 計	112,828
無 形 固 定 資 産	829	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	798	株 主 資 本	14,848
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	31	資 本 金	490
投 資 そ の 他 の 資 産	640	資 本 剰 余 金	320
長 期 差 入 保 証 金	3	資 本 準 備 金	320
長 期 前 払 費 用	440	利 益 剰 余 金	14,038
繰 延 税 金 資 産	193	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,038
そ の 他	6	繰 越 利 益 剰 余 金	14,038
貸 倒 引 当 金	△ 3	純 資 産 合 計	14,848
資 産 合 計	127,676	負 債 ・ 純 資 産 合 計	127,676

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		10,316
金融費用		45
純営業収益		10,271
販売費及び一般管理費		6,932
営業利益		3,339
営業外収益		
債務消滅益	33	
その他	25	58
営業外費用		
為替差損	562	
移転費用	37	
その他	47	647
経常利益		2,750
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	81	81
税引前当期純利益		2,832
法人税、住民税及び事業税	770	
法人税等調整額	72	842
当期純利益		1,989

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 1月 1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	490	320	320	12,048	12,048	12,858	-	-	12,858
当期変動額									
当期純利益				1,989	1,989	1,989			1,989
株主資本以外の 項目の当期変動額									
当期変動額合計	-	-	-	1,989	1,989	1,989	-	-	1,989
当期末残高	490	320	320	14,038	14,038	14,848	-	-	14,848

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年
器具・備品	4～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用期間(5年以内)による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるために、支給見込み額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 外国為替証拠金取引

顧客との店頭外国為替証拠金取引により生じる決済金額と、カバー取引により生じる決済金額との差額及び評価損益を損益計算書上の営業収益に計上しております。

顧客取引及びカバー取引に係る評価損益は全ての外国為替証拠金取引に係る評価損益を顧客及びカウンターパーティごとに合算し、損益を相殺したうえで、これと同額を、貸借対照表のトレーディング商品（資産）又はトレーディング商品（負債）に計上しております。

顧客から受け入れた証拠金は貸借対照表上の受入保証金に計上しております。また、顧客から受け入れた証拠金は金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項1号に定める金融機関に対する金銭信託の方法により自己の資産と区分管理しており、貸借対照表上の預託金に計上しております。

② 通貨先物取引

通貨先物取引により生じる決済金額及び評価損益を損益計算書上の営業収益に計上しております。

通貨先物取引に係る評価損益と同額を、貸借対照表のトレーディング商品（資産）又はトレーディング商品（負債）に計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日) 第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日) 第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 収益認識に関する注記

当社は外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）に基づく収益が当事業年度損益計算書の営業収益の大部分を占めるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	193 百万円
--------	---------

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,355 百万円

(2) 当座貸越契約について

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	500 百万円
借入実行残高	- 百万円
差引額	500 百万円

(3) 極度貸付契約について

当社は運転資金の効率的な調達を行うため親会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社と極度貸付契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は次のとおりであります。

極度額の総額	10,000 百万円
借入実行残高	- 百万円
差引額	10,000 百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6 百万円
短期金銭債務	3,312 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
金融費用	44 百万円
販売費及び一般管理費	1,502 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,200 株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

該当する事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17 百万円
未払金	1 百万円
未払費用	20 百万円
貸倒引当金	20 百万円
ソフトウェア減価償却費	117 百万円
繰延消費税差額	2 百万円
その他	13 百万円
繰延税金資産合計	193 百万円
繰延税金資産の純額	193 百万円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、顧客との相対取引による外国為替証拠金取引を行うほか、当該取引により生じるリスクを回避するためにカバー取引を行っております。当該カバー取引はカウンターパーティとの相対取引又は外国市場における通貨先物取引を用いて行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、顧客との間で外国為替証拠金取引を行っております。外国為替証拠金取引は、少ない資金（証拠金）を担保として大きな金額の取引を行うことから、急激な為替相場の変動などにより、顧客が差し入れた証拠金以上の損失を被る可能性があります。その場合には、顧客に対する信用リスクが発生することになります。

また、顧客との店頭外国為替証拠金取引により当社は為替相場の変動リスクやスワップ負担リスク等の市場リスクに晒されており、カバー取引を行うことにより当該リスクを回避しております。しかし、カバー取引が円滑に実行できない場合、または、カバー取引が社内規程に則って運用されなかった場合には、当社自身が為替相場の変動リスクやスワップ負担リスク等の市場リスクを負う可能性があります。

デリバティブ取引では、カウンターパーティとの取引においてカウンターパーティに対する信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・ 信用リスクの管理

外国為替証拠金取引における顧客の信用リスクに対しては、顧客の損失が証拠金に対して一定の比率を超えると未決済ポジションを自動的に成行決済する自動ロスカット制度を採用することにより信用リスクが生じる可能性の低減を図っております。カウンターパーティの信用リスクに対しては、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの分散を図っております。

また、カバー取引の実施にあたっては、取引の結果生じる為替ポジション及び売買損益について、ディーリング部門におけるチェックを行うと共に、為替ポジションの残高、売買損益や差金決済等のチェックを管理部門においても行うことにより、取引の内容について二重チェックする管理体制を整えております。

・ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外国為替証拠金取引においては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションを、カバー取引によってヘッジすることにより、為替変動リスクの管理を行っております。カバー取引によるヘッジは、毎週末時点における通貨ペア毎の為替ポジションの偏りをゼロとすること及び会社全体で一時的に保有できる為替ポジションの数量等を制限することにより為替変動リスクの低減を図っております。

また、これらの制限について、上記のリスク相当額の算出を通じての管理に加えて、取引システムを通じてリアルタイムのモニタリングを実施しており、取引結果についても、決済差金や残高の確認等を通じて二重のチェックを行っております。

・ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

カバー取引を行うにあたって必要となる差入保証金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく保証状により代用すること、またGMOフィナンシャルホールディングス株式会社と極度貸付契約、取引先銀行と当座貸越契約を締結することによって、手許流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

・ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引に関する注記」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデ

デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、預託金、短期差入保証金、受入保証金は短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
デリバティブ取引	18,385	18,385	-

※ デリバティブ取引により生じた正味の債権は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された為替価格等を利用して算定しており、レベル2に分類しております。

9. デリバティブ取引に関する注記

取引の時価等に関する事項

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
通貨	外国為替証拠金取引(注)			
	売建	304,618	11,075	11,075
	買建	275,586	7,493	7,493
	通貨先物取引(注)			
	売建	10,480	△183	△183
	買建	-	-	-
合計		590,685	18,385	18,385

(注)時価の算定方法については、注記事項「8. 金融商品に関する注記」をご参照ください。

10. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び主要法人株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GMO フィナンシャルホールディングス株式会社	(被所有) 直接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入	2,500	短期借入金	2,500
				広告宣伝費	938	未払金	107
				支払利息	44	未払費用	0

(注)1.親会社との間で劣後タームローン契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

2.親会社に広告宣伝に係る業務を委託しており、両社協議の上で決定した額を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 916,571円04銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 122,832円81銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

第 21 期 事業報告

(2022 年 1 月 1 日 から 2022 年 12 月 31 日 まで)

外貨 ex byGMO 株式会社

事業報告

(2022年1月1日 から
2022年12月31日 まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会計監査人の状況

名称 EY 新日本有限責任監査法人

選任理由

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、第20期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、新たな会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人の選任を行った。

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、グローバルな監査体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任であると判断したためです。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1)「文書管理規程」を定めており、これにより、株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の会社の重要な意思決定にかかる文書、会計帳簿、計算書類及び伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定め、保管し、いつでも取締役が閲覧できるようになっております。

(2)いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務権限規程」によって明確化されております。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定め、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、コンプライアンス担当部門を中心として、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行うリスクマネジメントの体制を構築しております。また、月に一度及び必要に応じて随時に取り締役等が参加するリスク・コンプライアンス委員会を開催し、全社のリスクの把握と対応の評価など、全社的なリスク管理の推進を行っております。

(2) リスクが顕在化し事故等が発生した場合、各部にて再発防止策を検討し、障害レベルにより規定された承認者を含めコンプライアンス担当部門にてレビューを行い、妥当性や明確性を認めた上で承認し、対応及び再発防止等がなされることとされています。また、コンプライアンス担当部門より、事故等の発生・対応状況及び重要とされる事案の再発防止策についてリスク・コンプライアンス委員会に報告を行っております。

(3) システム担当部門では、情報セキュリティ活動を主導し、情報管理責任者を任命しています。システム担当部門は、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「職務権限規程」に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限及び手続を明確にしております。

(2)取締役等で構成される「経営会議」を開催し、取締役会の付議事項の中で経営に重大な影響を与える事項の事前協議や、代表取締役が承認を行う重要事項について協議・検討を経たうえで適切な意思決定がなされる仕組みとしております。

(3)また、「経営会議」で付議される事項以外についても必要に応じて取締役等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っております。

(4)事業計画や予算を策定し、全社及び各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。

(5)目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。

(6)内部監査担当部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善活動を継続的に実施しております。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役会を月次で定期開催し、または必要に応じて臨時開催して、取締役の職務の執行が法令、定款、社内規程等に基づく適法性及び経営判断の妥当性を満たすよう、取締役相互の牽制を図っております。

(2)取締役の各期の業績に対する経営責任を明確にするために取締役の任期を1年と定めております。

(3)取締役会の決議事項に関し、重要性に応じて、事前に持株会社の諮問を受けております。

(4)「コンプライアンスマニュアル」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

(5)コンプライアンス担当部門が、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようにしております。

(6)「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、コンプライアンス・ホットラインにより、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努めております。報告・通報を受けた場合、内部

監査担当部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。なお、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「コンプライアンス・ホットライン規程」において、コンプライアンス・ホットラインによる通報の事実及び通報内容を理由とした不利益取扱いは行われないものとする旨を定めております。

(7)コンプライアンス担当部門は、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、研修の実施等の社内の啓発活動を実施しております。

(8)使用人の法令・定款違反については懲戒委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については監査役に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申します。

(9)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めております。

⑤当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)親会社の「関係会社管理規程」等に則り、親会社及びそのグループ会社と連携し、親会社グループにおける業務の適正を確保することに努めております。

(2)当社における経営上の重要事項の決定に当たっては、親会社との円滑な連携を確保するため、親会社の「関係会社管理規程」に基づき、同社への事前承認申請または諮問・報告を行っております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、職務を補助する使用人の設置を求めたときは、遅滞なく当社の使用人から又は当社外から、監査役の補佐人を任命又は採用します。

尚、補佐人の採用、任命、異動、懲戒、解任については監査役の同意を得るものとします。

⑦監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から監査業務の補助を命じられた監査役の補佐人は、監査役と定期的な連絡会を行うなどの連携をはかり、監査役の指揮命令に基づき業務を遂行します。また、監査役の補佐に関する業務について一定の業務時間を確保します。

⑧当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、以下の重要事項を監査役に報告するものとします。

1) 重要な機関決定事項

- 2) 経営状況のうち重要な事項
- 3) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) その他、重要事項

なお、当社は、前各号の報告をしたことを理由として、報告者に対して、解雇その他の不利益処分をしてはならないものとしております。

⑨当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、会社に対して請求することができるものとします。

⑩その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、必要な場合は法令専門家等に相談することもできる体制となっております。また、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換等を実施しております。

尚、当該体制についての運用状況は以下のとおりです。

- ・ 文書等の保存・管理につきましては、適宜、関連規程の改訂を行い、定時・臨時あわせて 13 回開催された取締役会をはじめ、各種会議体の議事録の保存・管理を行っております。
- ・ リスク管理の運用状況と致しましては、「リスク管理規程」に則り、コンプライアンス担当部門を主管とし関係する部門の協力のもと、重要性・適時性に即して優先度の高い案件から適宜対応を行って参りました。リスク・コンプライアンス委員会につきましては 12 回開催を致しました。また、システム部門を中心に、情報管理規程・情報セキュリティポリシーを改編して制定された上述の「情報セキュリティ規程群」に基づいて、セキュリティ管理体制の整備・セキュリティ諸施策の実施・教育研修などの取り組みを推進して参りました。尚、内部監査室における内部監査状況と致しましては、年間の監査計画に基づきテーマ別監査を実施するとともに、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいた、内部統制の有効性の評価を実施致しております。
- ・ 取締役職務執行の効率性の確保の状況につきましては、年 2 回開催されるパートナー総会において、全社員に対し半期ごとの目標を説明・周知し、経営会議の場においてその進捗状況等について共有を図り、目標達成に向けた取り組みを行って参りました。また適宜、組織の改編を行い、人員の最適化を図り、更なる職務執行の効率性向上を図っております。
- ・ コンプライアンスの確保につきましては、コンプライアンス担当部門において、e ラーニングによる研修を月に 1 回程度の頻度で開催し、社内教育を進めて参りました。また、コンプライアンス担当部門においては、社内業務のモニタリングも実施しており、当社の重要業務としてディーリング業務や、自己資本規制比率のモニタ

リングを実施しております。また、不正や法令違反等に対応する内部通報制度としてホットラインを設け、法令遵守体制の向上を図っております。

- ・ 監査役の監査における実効性の確保につきましては、現状、監査役の補佐人の設置は行っておりませんが、常勤及び非常勤の監査役を設置しており、取締役会の他、社内の各種重要会議に日常的に出席し、また社長等の役員や内部監査部門等の関連部門へのヒアリングを定期的に行うことにより、必要な報告を受け、適宜、意見・助言・勧告を述べております。加えて、会計監査人とも監査計画、監査項目・手続、監査結果について定期的に意見交換を行っております。

4. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の寄託・借入などの取引をおこなっております。

また、一般事業資金の調達並びに自己資本の補完としてGMOフィナンシャルホールディングス株式会社と劣後タームローン契約が継続中であり、25億円の借入を実行しております。

当該取引をするに当たり、取締役会において事業運営に必要な資金調達であり、借入条件も市場との乖離はなく、当社の利益を害するものではないと判断しております。なお特に留意した事項はございません。

以上

独立監査人の監査報告書

第21期

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

外貨 ex byGM0株式会社

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

外貨ex byGMO株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤波 竜太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、外貨ex byGMO株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、当期の監査方針等を定めた監査計画に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5項イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利害を害さないようにした事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

外貨 ex byGMO 株式会社

常勤監査役

矢野 良明 

監査役

山本 樹 